

コロナ下における取組み

資料 2

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」による緊急提言

- ・令和2年11月、橋本大臣は、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」から、深刻な影響を受けている女性の現状を踏まえた緊急提言を受け取った。
- ・これを受け、橋本大臣は、新型コロナウイルス感染症対策本部(構成員:内閣総理大臣(本部長)および全閣僚)にて、以下をはじめとする女性への配慮・支援についてしっかりと対応するよう、関係大臣に要請。

橋本大臣からの要請内容

- ・感染拡大期におけるDVや性暴力、自殺等の相談体制の必要性
- ・休校・休園判断における女性・子供への影響への配慮
- ・ひとり親家庭への支援強化 等



新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

- ・令和3年1月7日の緊急事態宣言に伴い発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中に、以下の事項を盛り込んだ。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 抜粋

※令和2年3月28日(令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定

- ・政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合において、国民の自由と権利の制限を必要最小限のものとする。
特に女性の生活や雇用の影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障害者等に与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ・政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、**性犯罪・性暴力**や児童虐待等。